

平成31年（2019年）3月11日

## 東日本大震災から8年を迎えて（会長声明）

岩手県司法書士会  
会長 小山田 泰彦

東日本大震災から8年が経過しました。

あらためて、震災の犠牲となられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の皆様には心からお悔やみを申し上げます。

当会では、全国の司法書士の協力のもと、現在も宮古市以南のすべての仮設住宅の住民の皆様を対象とする、戸別巡回見守り相談を実施しています。土地のかさ上げ工事、区画整理事業、災害公営住宅の整備の着実な進行や、復興道路の整備など、喜ばしいニュースの一方で、今もなお仮設住宅等での生活を余儀なくされている方々は、経済的にも精神的にも多くの不安を抱えていらっしゃるものと思われまます。仮設住宅は集約され、入居率は十数%に減少している事実をふまえ、私たちの活動も随時その方法などを見直してきましたが、被災した方々に寄り添い、支援をしていく活動は、必ず支えになるものと信じて、今後も継続していく必要があると考えています。

また、これまでの活動の中でも、司法書士会単体ではカバーできない問題があり、その意味で、行政や関係機関との間での連携は、きめ細やかな支援には必要不可欠なものだと痛感してきました。個々人や個々の家庭が抱える問題はそれぞれに異なり、その対応においても個別的なものが求められると認識するとともに、個々の問題を解決、支援するにとどまらず、地域社会の中での個人という視点で人々の幸せを考えていくには、その地域毎に、取り巻く行政や諸団体との交流や連携のあり方を、より発展、進化させていく必要性を感じているところです。

日本各地で様々な災害が発生しています。その中で、「東日本震災は多くの災害の中の一つに過ぎない」との認識がなされることには少なからず懸念を抱いています。東日本大震災は終結していないとの認識のもとに、最後のお一人が生活再建を果たすまで、私たちは活動を続けていく決意です。

それと同時に、これまでの活動は、今後発生し得る災害の発災後の支援活動に活かされるべきものとしなければならないと考えます。支援活動を継続するとともに、活動を語り継ぐ活動にも力を注いでいきます。

当会は、一日も早い被災地の復興を願い、また、次の災害時にはより適切な支援が実践できるよう、研究、活動を継続していきます。